

業組合所の設置であった。

第二項 社會政策講習所の設置

社會政策講習所は「社會政策又は社會事業に志ある者
の教育に遺憾なきを期すため」本會最初の企畫として
、桑田常務理事と初代所長として大正九年四月十二日に
本會樓上に之の開所式を挙げ、同十三日より東京神田錦
町の私立東京工科學校に舍の一部に於て第一回講習を開
始した。今迄の設立趣意書及規則を再録すれば次の如
きである。

社會政策講習所設立趣意書

輒近社會の黒状なる風潮と產業の急激なる發達は動土

すれば勞資の協調を破り延びて思想を動搖し平和を攪
乱するの憂無一人せざるに於て之が矯正の策を講じ
かんば將來產業破壊の災禍を發生するの計ならず遂に
國家の基礎を危くし社會の安寧を素ちに至らん。我協
調會は此等の意義に基けた時代の要求に應じて設立せ
らば、其目的とする所社會政策の調査を為し之が實施
に務め紛擾を未然に防止し以て產業の發達國運の隆昌
に貢献せんとするにあり。

以上の趣旨に基き其目的を貫徹せんと欲せば、官衙
公共團體に在つて工場の監督及び救濟事業に從事する
者、工場鑄山等に在つて勞務者の薰陶又は生活改善を畫
策する者、其他民間に於て社會事業を經營し又は之に
關する思想の宣傳に從事するものにて専門の知識を